

施設等利用費請求書（償還払い）  
【令和元年10月～令和元年12月分請求用】

記入例

令和2年1月15日

三郷市長 あて

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、三郷市内に居住していることを三郷市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを三郷市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を三郷市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を三郷市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	ミサト タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	昭和55年5月1日
氏名	三郷 太郎			現住所	三郷市花和田648-1

「施設等利用給付認定通知書」の認定子どもの欄にある最大10ケタの有効数字です。

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	567890
生年月日	平成27年9月1日	フリガナ	ミサト ジロウ
令和元年10月1日～令和元年12月31日の間の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した	氏名	三郷 次郎
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			

3. 在籍する幼稚園について記入

フリガナ	ハナワダヨウチエン	所在地	〒 -
施設名称	花和田幼稚園	(市外の場合のみ記入)	電話：
令和元年10月1日～令和元年12月31日の間の在籍状況	<input checked="" type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した		
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入	年 月 日		

4. 償還払いの振込先を記入して下さい

金融機関名	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
三郷市 銀行・信用金庫 花和田 支店 出張所	口座番号	1 1 1 1 1 1 1
農協・信用組合	口座名義 (カタカナ)	ミサトタロウ

裏面も記入してください。領収証、特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入

①	フリガナ	<b>ハナワダホイクシツ</b>	所在地	〒 <b>341-〇△□</b>
	施設・事業名	<b>花和田保育室</b>		<b>三郷市花和田〇△□</b> 電話： <b>111-111-1111</b>
②	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話：
③	フリガナ		所在地	
	施設・事業名			
④	フリガナ		所在地	
	施設・事業名			

幼稚園の預かり保育に加え、認可外保育施設も対象とできる場合があります。(幼稚園が平日8時間以上、年間200日以上の子供を預かっている場合は除く)  
※無償化対象外施設の場合もあります。詳しくは利用施設または利用施設の住所地の自治体に問合せください。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用における施設等利用費の償還請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d)	請求額 (「c+d」か月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a)	利用日数	対象額(b) (450× 利用日数)	aとbの金額の 低い方を記入 (c)		
令和元年 10月	<b>10,000</b> 円	<b>10</b> 日	<b>4,500</b> 円	<b>4,500</b> 円	<b>0</b> 円	<b>4,500</b> 円
令和元年 11月	<b>10,000</b> 円	<b>20</b> 日	<b>9,000</b> 円	<b>9,000</b> 円	<b>0</b> 円	<b>9,000</b> 円
令和元年 12月	<b>10,000</b> 円	<b>10</b> 日	<b>4,500</b> 円	<b>4,500</b> 円	<b>20,000</b> 円	<b>11,300</b> 円

認可外保育施設分は1日あたりの単価はありませんので、「11,300円 - (c) = 」とした場合の差額までが給付対象となります。